

表題部所有者の登記のお知らせ 富田林

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年12月23日

大阪法務局富田林支局

登記官 畑山尚江

記

- 1 手続番号 第1223-2024-0060号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大阪府南河内郡千早赤阪村大字中津原1035番1
- 3 地目 山林
- 4 地積 39m²
- 5 抹消する登記事項

表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）